

ガラスの熱損失防止性能の表示事項について(案)

1. 表示に関する省エネ法の規定

省エネ法第 81 条の 4 において、経済産業大臣は、特定熱損失防止建築材料について、次に掲げる事項を定めることとしている。

- ① 特定熱損失防止建築材料の熱損失防止性能に関し製造事業者等が表示すべき事項
- ② 表示の方法その他熱損失防止性能の表示に際して製造事業者等が遵守すべき事項

2. 製造事業者等が表示すべき事項

製造事業者等が表示すべき事項は、次に掲げる事項とすることとしたい。

- ① 品名又は形名
- ② 熱損失防止性能の値
- ③ 製造事業者等の氏名又は名称

3. 表示に際して製造事業者等が遵守すべき事項

表示に際して製造事業者等が遵守すべき事項は、次に掲げる事項とすることとしたい。

- ① 熱損失防止性能の値（熱貫流率U値）は、有効数字 2 桁以上で表示すること。
- ② 表示は、性能に関する表示のあるカタログ又はガラスの選定にあたり製造事業者等により提示される資料の見やすい箇所に容易に消えない方法で記載して行うこと。